

# 倉敷市児島味野元浜地区計画 チェックシート

【 □のある欄は、該当する項目にチェックすること。 】

	<input type="checkbox"/> 商業業務街区	<input type="checkbox"/> 近隣商業業務街区	<input type="checkbox"/> 中高層住宅街区	<input type="checkbox"/> 低層住宅街区	職員確認欄
用途制限	以下の用途の建築物は不可： ・工場(※1)別表1 ・ストリップ劇場・ラブホテル・アダルトショップ等 <input type="checkbox"/> 白馬塩生線，児島駅前通り線に面する： 一階部分の用途は集客性のあるものとする。	・工場不可 (※1)別表1 [萱刈阿津線に面する敷地への工場除く]	・工場不可 (※1)別表2を除く。	以下の用途の建築物は不可： ・工場(※1)別表2を除く。 ・ホテル，旅館	
敷地面積	250㎡以上	200㎡以上	500㎡以上	200㎡以上	
	<input type="checkbox"/> 上記に満たない (基準時(※2)の敷地が上記に満たない場合には、適用除外とする。)				
高さ制限	—	—	—	10m	
建築物等の形態又は意匠の制限	外壁及び屋根の色	白馬塩生線，児島駅前通り線に <input type="checkbox"/> 面さない：制限なし <input type="checkbox"/> 面する：刺激的な色を避け，落ち着いた色調とする。 (※2)色彩基準：倉敷市景観計画の色彩基準(商業系市街地)による。 (※2)立面図にマンセル値を記載のこと。	—	—	外壁及び屋根の色は刺激的な色を避け，住環境を考慮した色調とする。 (※2)色彩基準：倉敷市景観計画の色彩基準(住居系市街地)による。 (※2)立面図にマンセル値を記載のこと。
	広告物	・倉敷市屋外広告物条例の許可基準に適合すること。(都市景観室へ協議要) ・窓利用の広告 不可	—	—	—
壁面位置の制限	<input type="checkbox"/> 白馬塩生線，児島駅前通り線及び駅前広場に面する： 壁面・柱は道路境界線より2m以上後退すること。 <input type="checkbox"/> 児島駅前通り線西側に面する： 一階部分の壁面・柱は道路境界線より2m以上後退すること。 (※2)隅切り部分については運用基準に定める。	—	—	道路境界線及び隣地境界線から壁面・柱を原則として1.0m以上後退すること。 (※2)車庫及び倉庫は適用除外とする。	
さくかきの構造の制限	—	—	—	<input type="checkbox"/> 道路に面している： 構造は生垣又はフェンス等とし 高さは道路面から1.5m以下  <input type="checkbox"/> 道路境界から0.6m以上後退： 構造の制限はない (但し，コンクリート・ブロックは化粧すること。)	

(※1)地区整備計画に定める。

(※2)運用基準に定める。